

堺市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽光を利用した発電システムを設置した者に対し、堺市太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、太陽光発電システムを設置し、使用する者に対して、設置に要した費用の一部を補助することにより、新エネルギー利用を促進し、まち全体を自然エネルギー発電所「まちなかソーラー発電所」として低炭素型エネルギー生産への転換を図り、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(対象システム)

第3条 補助金の対象となる太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、すでに補助金（堺市住宅用太陽光発電システム設置費補助金を含む。）の交付を受けた対象システムについては、補助の対象としないものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系するものであること。
- (2) 設置前において、使用に供されたものでないこと。
- (3) 電力会社と電力受給契約を締結しているものであること。
- (4) 太陽電池モジュールは、対象システム契約時に太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されているものであること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、電力会社との電力受給契約日が前年度の2月1日から当該年度の1月末日までの期間で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が市税を課税されない場合にあつては、その者の主たる生計維持者に、市税の滞納がないことを要件とする。

- (1) 市内に自ら居住する住宅に対象システムを設置した者
- (2) 建売住宅供給者等から市内にある対象システム付き住宅（以下「建売住宅」という）を購入し、居住している者
- (3) 市内の共同住宅に対象システムを設置し、発電された電力を共用部で使用する賃貸共同住宅の所有者、又は分譲共同住宅の管理組合（以下「管理組合」という。）の代表者
- (4) 市内の事業所（日本標準産業分類における事業所）に対象システムを設置した者。ただし、民間事業者及び個人に限る。
- (5) 市内の地域における公共的活動を行う集会所に対象システムを設置した集会所の管理者（団体）

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算に定める額を上限とし、1kW 当たり7万円に対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW 表示で小数点以下3桁目を切り捨て)を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の上限は、第4条第1号及び第2号に該当する者は28万円、同条第3号及び第4号、第5号に該当する者は70万円とする。なお、第4条第4号に該当し、対象システムにより発電された電力を自らの居住の用に供している者は、補助金の額の上限は28万円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事完了後に、太陽光発電システム設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次の書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税状況確認同意書(様式第2号)。ただし、個人の申請者に市民税又は固定資産税を課税されない場合、世帯の主たる生計維持者の納税状況確認同意書(様式第3号)の提出を必要とする。なお、法人格を有していない管理組合等の場合は不要とする。
 - (2) 電力会社からの太陽光発電に関する電力受給契約の内容を示す書類の原本及びコピー
 - (3) 太陽電池モジュールの製造業者が発行する出力対比表(設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が入っているもの)、又は対象システムの出力対比表と太陽電池モジュールに同梱されている設置枚数分全ての製造番号表(製造番号と出力値が記載されたもの)のコピー
 - (4) 対象システムの工事内訳書
 - (5) 工事請負契約書又は売買契約書(建売住宅の場合)のコピー
 - (6) 対象システムの設置費に係る領収書のコピー
 - (7) 対象システム設置場所を示す案内図
 - (8) 対象システムの設置状況を示すカラー写真
 - (9) 申請日から3ヶ月以内に発行された印鑑証明書(第4条第1号及び第2号の場合、当該住宅の住所が印鑑証明書の住所と同一であること。)
 - (10) 対象システムを設置した建築物の登記事項証明書(第4条第3号の賃貸共同住宅の場合)
 - (11) 管理組合の代表者を示す書類(分譲共同住宅の場合)
 - (12) 課税証明書等の事業所確認ができる書類(第4条第4号の個人事業主の場合)
 - (13) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を行うことを目的とした団体の規約、会則又は定款のコピー(第4条第5号の場合)
 - (14) 地域における公共的な活動実態が把握できる事業報告書及び事業計画書(第4条第5号の場合)
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請及び実績報告は、当該年度の4月15日から3月15日までの期間に、書留又は簡易書留による郵送の方法により行うものとする。ただし、配達記録が確認できる方法であればこの限りではない。

(事務の代行)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書提出事務の手続を第三者に代行させることができる。

2 前項の事務手続を代行する者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

(補助金の交付決定及び交付額確定)

第8条 市長は、第6条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付を受ける者（以下「交付決定者」という。）を決定し、補助金交付額を確定する。

2 市長は、補助金の交付決定及び交付額を確定したときは、補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第4号）（以下「交付決定及び交付額確定通知書」という。）により、また、交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による交付決定及び交付額確定通知書を受けた場合、速やかに補助金交付請求書（様式第6号）（以下「交付請求書」という。）を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を交付する。なお、交付決定日の属する年度の翌年度4月7日を提出期限とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(管理)

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「設置者」という。）は、対象システムをその法定耐用年数（17年）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理し、その建物における電力消費の用に当てなければならない。この場合において、交付を受けた者は天災地変その他交付を受けた者の責に帰することができない理由により、対象システムが損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

(処分の制限)

第11条 設置者は、法定耐用年数（17年）の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム処分承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返納・返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、交付された補助金の返還を堺市補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて交付決定者に命ずるものとする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 自己の責めに帰すべき以外の事由で対象システムを処分する場合
- (2) その他市長が認めた場合

(協力)

第14条 市長は、設置者に対して、必要に応じて次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 対象システム使用状況の報告
- (2) その他市長が必要と認める事項

(期限の特例)

第15条 第6条に規定する交付申請書兼実績報告書及び、第9条に規定する交付請求書の提出期限が市の休日にあたる時は、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、環境都市推進室長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の第8条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の第13条の規定により補助金交付額確定通知書を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。